

総合計画に係る分野別計画の改訂（予定）状況（令和5年度）

資料1

No.	計画名	新規改訂	計画概要	見直し等内容	政策番号	施策番号	計画期間	前期基本計画との整合性	担当部課
1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	改訂	効率的かつ安定的な農業経営の指標、農業経営を営む者に対する農用地の利用集積の目標及び経営改善を図ろうとする者への支援措置等に関して「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定。	令和5年度より「人・農地プラン」が法制化され（農業経営基盤強化促進法等の一部改正）、「地域計画」に変更となったため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の条文の「人・農地プラン」を「地域計画」に変更するもの。 改訂にあたっては、農業に関係する団体等関係者へ対し、意見照会を実施。	11	1	平成23年度～※終期設定なし（平成26年度、令和3年度、令和5年9月改訂）	整合	経済部 農業振興課
2	天草市地域防災計画	改訂	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市における防災に関し、県、近隣市町及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的、かつ、計画的に推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定。	・国、県の防災計画見直しに伴う改訂 ①災害時の安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化の対策 ②適切な避難行動の促進の取り組みにおける取組内容の追記。	30	2	毎年	整合	総務部 防災危機管理課
3	健やか生きいきプラン	改訂	本市が取り組むべき高齢者保健福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにする計画。 また、計画期間中の介護給付の見込みと介護保険料の設定を行う。	・国が示している事業計画に関する基本指針等を踏まえ、実情に合わせた見直し ・2040年を見据えたサービス基盤や人的基盤の整備 ・災害や感染症対策の体制整備	20	1, 2	令和6年度～令和8年度 ※法定計画期間に合わせた	整合	健康福祉部 高齢者支援課
4	天草市健康増進計画	計画期間2年間延長	「第3次天草市総合計画」及び保健・医療・福祉部門を統括する「天草市地域福祉計画」を上位計画として、「健康日本21」、「くまもと21ヘルスプラン」等との整合・調和を図りながら、健康づくり施策に関する分野別計画として策定するもの。	・第3期天草市健康増進計画については、上位計画である第3次天草市総合計画（前期基本計画）及び第4期天草市地域福祉計画の期間に合わせ、平成31年から令和5年度までの5年間の計画期間を令和7年度まで延長する方向にて審議会等で審議中。 ・計画内容に変更はなく、下記の目標を継続していく。 ・計画期間延長に伴い、各指標の目標値（R6～R7）追加などを行う。 I. よりよい生活習慣の確立と健康づくりの推進 ①適正な栄養・食生活の推進 ②身体活動・運動の推進 ③休養・こころの健康 ④禁煙の推進 ⑤適正飲酒 ⑥歯・口腔の健康 II. 生活習慣病の発症予防と重症化予防 がん・糖尿病・循環器疾患の発症予防、早期発見と早期治療の推進 健康診査及び特定保健指導の体制整備 III. 健康を支える社会環境整備 企業と連携した健康づくりを応援、健康づくりに関する活動の推進など IV. ライフステージ特有の健康課題に応じた施策の推進 ①次世代の健康づくり ②働く世代の健康づくり ③高齢者の健康づくり	17	1, 2	平成31年度～令和7年度	整合	健康福祉部 健康増進課
5	天草市景観計画	改訂	景観法第1条の実現に向けて同法8条の規定に基づき定める法定計画である。計画策定にあたっては、天草市総合計画に即するとともに、都市計画における方針等との適合を図り、各種計画との連携のもと、天草らしい景観形成の実現に向けた総合的な方策を示すために策定。	太陽光発電設備の急速な普及に伴い、景観へ与える影響が大きくなってきたことから、平成27年に天草市景観計画の変更を行い、太陽光発電設備に関する項目を追加し、届出対象規模と景観形成基準を明確にすることで、届出や指導の徹底を図ってききましたが、届出対象規模以下の設置数も多く、修景等の指導が難しい状況となっていることから、より良好な景観形成を図るため、太陽光発電設備に係る届出対象規模等の見直しを行うもの。 ①届出対象規模の変更 「土地に自立した設備で、その敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの」としていたが、「土地に自立した設備で、その敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの又は発電出力が10kW以上のもの」に変更する。 ②特定施設届出地区における届出が必要な特定施設への追加 特定施設届出地区は届出対象外としていたが、幹線道路沿線の景観誘導を図るために届出対象行為として追加する。 ③景観形成のための基準への追加 太陽光発電設備設置に伴う景観形成のための基準へ「海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。」を追加する。	25	1	平成21年度～※終期設定なし（令和2年度改訂）	整合	建設部 都市計画課

分野別計画